

いきいき

NO. 78



発行：寒河江市 農業委員会



四季折々の農産物を消費者へ届けた
いとこう思いで名付けた「株式会社四季ふあ～む」は平成28年1月創立。初代社長で現在会長を務める土屋喜久夫さんは、「次男、喜彦の就農や新たな従業員を雇用する際に、将来ともに安心して働けるような経営体にするには、社会保険へ加入がないと若者には受けられない。」と法人設立の経緯を話します。通常は日曜・祝祭日と隔週土曜日の休業日を設けるなど労働環境も整備しました。

その後、順調に規模拡大を続け、平成31年1月からは、喜彦さんが社長に就任。現在、役員3人と正社員4人、パート1人が常時作業にあたっています。「農繁期には多くの人の助けがあって成り立っている。農業は毎月の売上がない分、普通の会社とは異なる。それでもスタッフがこの会社を通じて安定した生活ができるようなシステムを確立していきたい。それには売り上げの確保が第一。」と喜彦さん。

既存の販売ルートに加え、SNSを活用するなど販売チャネルの多角化や生産性の向上、新たな収入源の模索など様々な面を検討しつつ奮闘しています。

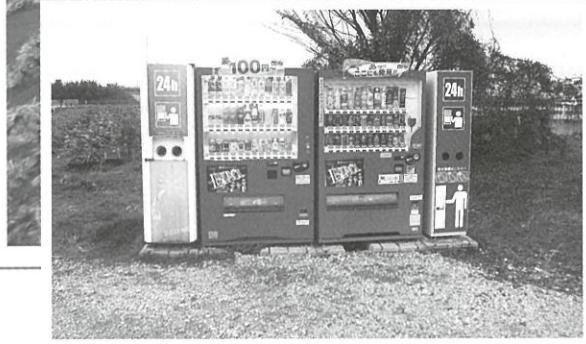
(令和2年の経営規模：水稻37ha、さくらんぼ3ha、りんご2ha、大豆6ha、花卉20a、西洋ナシ10a)

農地の違反転用には

原状回復命令、罰則の適用があります。

(農地法第51条)

(農地法第67条)



農地を『転用』するときは、農地法の『許可』が必要です

一般的には、農地の区画形質に手を加えないで、そのまま資材置き場や公園の緑地、保用地に変更を加え、住宅や工場、道路、植林等の用地にする場合が該当します。

農地の区画形質に手を加えないで、そのまま資材置き場や公園の緑地、保用地に変更を加え、住宅や工場、道路、植林等の用地にする場合が該当します。

農地の耕作の目的に供さない状態にする場合は、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。(本市では県からの許可となります)。

自己所有の農地でも、転用の際は許可が必要になりますのでご注意ください。

農地を農地以外のものにすることを言います。工事期間中の仮設用地のように一時的に用途を農地以外のものにし、事業完了後に農地を復元する場合(一時転用)も含みます。

●農地転用とは

許可なく転用した場合や、
転用許可にかかる事業計画
どおりに転用していない場
合等は、農地法に違反する
ことになり、工事の中止や、
原状回復命令がされる場合
があります。

罰則の適用もあります。

違反転用すると個人は3年
以下の懲役または300万
円以下の罰金、法人の場合
は1億円以下の罰金が科せ
られます。

また、農地転用する場合
は農地法以外にも農業振興
地域制度に関する法律（農
振法）や都市計画法などの
他法令によって、建築等が
制限される場合があります。
**他法令による許可等が得
られる見通しがない場合は、
農地転用の許可がされませ
ん。**

農地転用をお考えの際は、
市農業委員会事務局にご相
談ください。



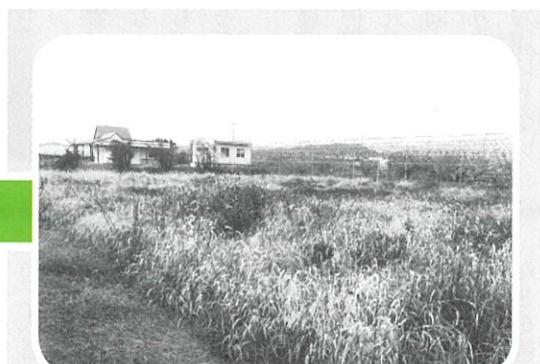
耕作放棄地解消に交付金

寒河江市では、耕作放
棄地の再生利用のため、
当該農地を耕作する者が
深耕、整地、これらと併
せて行う土壤改良等に対
し交付金を交付しております。
これは、農業生産
の基盤である農地の確保
及びその有効利用を図る
ことを目的としたもので
す。

対象となる農地は、市
内に所在し農業委員会が
「耕作放棄地」と認めた農
地で、耕作放棄地再生利
用を目的とする他の補助
金等の補助を受けていな
い農地となつております。
また、対象者は交付対
象農地を、自作の場合は
3年以上、賃借の場合は
5年以上にわたって耕作
する者となつております。
詳しくは、市農業委員
会事務局にお問い合わせ
ください。



再生後



再生前 (八鉢地内)

農業者年金で老後の備えを考えてみませんか

○60歳未満

○国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）

○年間60日以上農業に従事

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。



お問い合わせ先

寒河江市農業委員会事務局 電話 0237-85-1803 又は 0237-85-1795 まで

いきいきレディー

インタビュー

お客様の笑顔が
励みになります。



高橋 麻美さん
(皿沼:37歳)



から、「一緒に農業をやって欲しい。」と言われ始めたと
のこと、就農7年目になる
そうです。

農業をやっていて良かった
ことは、クリスマスローズや
野菜苗の出来栄えをお客様か
ら高く評価され喜んでもらえ
るときで、そのことで自分も
嬉しくなり、やりがいにも繋
がっているとのことでした。

一つ残念なことは、これまで
最上川かるさと総合公園を会
場に7年間続けてきていたク
リスマスローズ展を、新型コ

今回は、皿沼の高橋麻美さ
んにお話を伺いました。
高橋さんは、ご主人の祥さ
んとそのご両親4人で農業を
しており、また、常時1~2
人(野菜苗の作業期間の1月
から5月は15人前後)の従業
員がいます。

作付け品目は、野菜苗ハウ
ス14棟をメインにクリスマス
ローズハウス2棟と合わせて
約60a、ブドウ(シャインマ
スカット他)約40a、秋野菜(カ
リフラワー、大根、白菜キヤ
ベツ、カブ)約60aなどです。
農業は、結婚を機にご主人



コロナ感染症の影響で中止しな
ければならなくなつたことで、
来年は、是非とも再開で
きることを願つているとのことで
した。

最後に、若い農家や新規就
農者等へ、「皿沼地区で野菜
作りをする若い人が増えてき
ています。仲間同士お互いに
励ましあつてより良いものを
作り、消費者にお届けしてい
きましょう。」とのメッセージ一
ジをいただきました。

(氏家理香委員)

女性農業者の今

令和2年11月27日(金)に行
われた女性農業者のつどいは、
新型コロナ感染症のため、バス
ツアーをやめて、感染防止対策
を行ったうえで、市文化セン
ター中央公民館ホールで講演会
という形をとりました。
それでも、19名の農業に携わ
る女性の方に参加していただき
ました。一人目の講師は寒河江市の小
野清子さんで、海上輸送用コン
テナを作業場にした漬物作りの
話を聞いていただきました。秘伝
豆の漬物など沢山の試食をいた
だきながら、6次産業化につ
いて学びました。

二人目は、市農業委員会委員
である菊地ひとみさんで、養
蜂やハチミツについて話をして
いただきました。蜂の餌やりや
実際に刺された時の話など聞く
ことができました。

また、ハチミツの食べ比べも
体験させていただきましたが、
花の種類によって味や色が違つ
ていて、びっくりするほどでした。

三人目は、朝日町のばれつと
企業組合代表の岡崎優子さんで、
企業による6次産業化について
話を聞いていただきました。法人
を立ち上げるまでの経緯や苦労
などを皆、食い入るように聞い
ていました。

試食の凍み餅は懐かしい味が
して、とてもおいしかったです。
参加者からは、「なかなか聞
けない話を聞けて良かった」

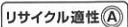
「6次産業化の話が興味深か
った。」など感想をいただき、過
去8回のバスツアーとは違う形
式でしたが、有意義な研修となり
ました。(新宮しのぶ委員)



編集後記



(相原 稔委員長)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。